

令和8年1月21日からの大雪により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置の対象地域追加について

令和8年1月21日からの大雪（以下、「本災害」）により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、本災害により、災害救助法が適用された市町村において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、電気料金等の特別措置を適用しております。（[2026年2月4日お知らせ](#)、[2月5日お知らせ](#)）

このたび、災害救助法の適用地域が拡大された^{※1}ことから、新たに災害救助法の適用となる地域を特別措置の対象として追加いたしました。

※1 災害救助法適用市町村（2月5日時点：17市18町8村）

青森県（7市10町4村）

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村

秋田県（4市2町1村）

能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町

山形県（2市6町3村）

新庄市、最上郡舟形町、最上郡鮭川村、尾花沢市※、北村山郡大石田町※、最上郡金山町※、最上郡最上町※、最上郡真室川町※、最上郡大蔵村※、最上郡戸沢村※、西置賜郡小国町※

新潟県（4市）

小千谷市、魚沼市、長岡市、上越市

※2月5日追加

以上